

# 近世琉球の国際的位置と対日・対清外交

岡 本 弘 道

## Ryukyu's International Position and Diplomacy with Japan and Qing China

OKAMOTO Hiromichi

1609年の琉球侵略から1879年の琉球処分に至るまでの「近世琉球」期は、明清両朝への朝貢・冊封関係、そして島津氏およびその上位の徳川幕府に対する従属関係が琉球王国を規定した時期である。そのため、明清両朝の華夷秩序と近世日本の日本型華夷観念との衝突やその中で生じる矛盾を琉球は抱え込まなければならなかった。17世紀末頃までにその枠組みを確立した琉球の外交は、島津氏と幕府に対する対日外交、そして朝貢使節の派遣と冊封使節の迎接到代表される対清外交に大別される。両者は琉球の「二重朝貢」として並列されることもあるが、その位相は全く異なるものであり、琉球の外交に制約を課すとともにその国内体制とも密接に絡み合い、逆に琉球の存在意義を保障する役割を果たしていた。

近世琉球期の外交については、既に重厚な研究蓄積が存在するが、本報告ではそれらの成果に依拠しつつ、その国際的位置づけと外交の枠組みに関するいくつかの問題について検討を加え、その中に見いだせる「主体性」もしくは「自律性」について考えてみたい。

キーワード：近世琉球、外交、二重朝貢、琉日関係隠蔽、自律性

### はじめに

近年の池上永一氏による小説『テンペスト』の流行、およびその舞台化・テレビドラマ化は、多くの人々の近世末期の琉球王国に対する関心を喚起することとなった。『テンペスト』は琉球には存在しない宦官に扮した聡明な女性が王府の要職に就いて国難に立ち向かうという、史実からすればおよそ荒唐無稽なストーリーであるが、しかしその中で描かれた琉球王国の外交のイメージは、相当部分において、十分とは言えないながらも従来の研究成果が参照されているのも事実である。日中という二つの大国の狭間であって、その間で苦悩する小国・琉球。主人公の孫寧温の「卓越した」外交交渉能力は、しかし琉球王国の命運を変えるまでには至らない。その中で描かれる対日・対清外交イメージと史実との間に

は、もちろん大きな齟齬がある。

近世琉球期における外交の問題については、既に重厚な先行研究の蓄積が存在しており、その独自性や後述する「主体性」について、様々な角度から検討が進められつつある。近世期の琉球にとって、外交とは何だったのか。また、近世期の東アジアにおいて、琉球が担った役割とは何だったのか。現在の筆者には荷が勝ちすぎるテーマではあるが、先行研究の蓄積を踏まえつつ、その構造的な問題について再考してみたい。

## 1. 近世琉球の外交的位置

1609年の島津氏による琉球侵略の結果、琉球王国は島津氏に従属し、島津氏を通じて近世日本の幕藩体制に組み込まれていく。それ以前から維持してきた明朝との朝貢・冊封関係と合わせて、琉球は日本・中国の双方に対して従属的關係を持つことになるのである。これを従来は「日中両属」と呼んできた。しかしながら、朝貢や冊封による關係の持つ従属性は朝貢国によって様々であり、朝貢・冊封即「従属」であるとは言えない。また、実質的な従属關係にあったとされる島津氏との關係についても、従来考えられてきたよりずっと多くの主体性を琉球側が持っていたことが豊見山和行氏の研究等で明らかにされつつある。一方で、特に日本史の立場から、この時期の琉球は「幕藩体制下の異国」として扱われることが多かった。ただし、このような見方では、近世琉球の対明・対清外交を十分に説明することはできない。少なくとも近世琉球の対明・対清外交において、幕藩体制は徹底的に「排除」されてきたからである。このような視座から、近年では近世期の琉球王国を「従属的二重朝貢国家」などとみなす考え方が広まりつつある。このようにみなすことにより、近世期の琉球王国を近世アジアにおける特殊な存在ではなく、他の近世国家と比較可能な存在として扱うことが可能となる<sup>1)</sup>。

そもそも、二つ以上の異なる国家に「朝貢」する国家の存在は、前近代においては決して例外的な存在ではなかった。濱下武志氏が「朝貢システム」として提示する近世アジアの国際システム像<sup>2)</sup>は、中国の王朝を一段抜きで存在として扱いつつも、多元的・複合的な朝貢關係の連鎖により形成されたアジアの外交・交流システムを総体として捉えようとするものであった。ここでいう「朝貢」という關係性は、必ずしも伝統中国的な意味での「朝貢」概念に限定されるものではないが、「朝貢」という外交的儀礼により確認される朝貢關係自体は、その外部において異なる朝貢關係が併置されることを必ずしも排除しない。「朝貢」という外交的儀礼自体はもちろん朝貢する側のされる側に対する「従属」を確認するものだが、その従属關係の内実は一意的には決定されず、場合によっては一方的な認識に過ぎないケースすら存在することには注意が必要である。

1609年、島津氏の軍門を下った琉球に対して、幕府が最初に与えた外交的使命は、日明講和交渉の幹

1) 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、2004年、8-11頁。

2) 濱下武志『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、1990年。同『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年。

旋という難問であった。一方明朝は琉球に対して「十年後貢」の決定を下す。日明の講和は結局実現せず、幕府も日明間の直接交渉の方針自体を転換することとなる。琉球が「二年一貢」を回復する1634年は、尚豊王の襲封に対する「謝恩」のため、「江戸立」と呼ばれる琉球使節の派遣が行われた年でもあり、翌1635年には琉球と薩摩との間で、琉球国王の称号として「国司」を用いるようになる。この時期までに、琉球と明朝・幕府・薩摩のそれぞれの間で一応の関係枠組みが再構築されたといえる<sup>3)</sup>。

しかしながら、その後に来る明清交替期の変動は、琉球の外交に大きな試練を与えることとなる。明朝の滅亡、そして入関後の清朝となお抵抗を続ける南明諸勢力への対応は、薩摩や幕府の承認を取り付けつつ、最終的には琉球の判断に委ねられることとなった。豊見山和行氏は清との冊封・朝貢関係の形成について、「まず、第一段階は1653年に故明の印勅を返還し、清の勅印を要請した段階である。第二段階は清国の辮髪を受容することもやむをえない、とする幕藩制国家による琉清関係容認の時期、すなわち1655年である。そして、第三段階が1663年の清国の冊封使による尚質の冊封が執行された時期である。」と述べている<sup>4)</sup>。特に幕藩制国家が琉清関係容認に至る第二段階について、豊見山氏は「中国との関係の維持なくして琉球の存立があり得ないという点で幕府・島津氏は共通の認識をもっていた」点に注目し、「中国との冊封・朝貢関係を有する琉球は、島津氏の領分でありながら幕藩制国家の枠内では処理し得ない異国でもあった。島津氏の領分の側面か、あるいは冊封・朝貢関係をもつ異国の側面のいずれに力点をおいて処理すべきかを迫られた幕藩制国家は、結局後者を重視して琉清関係の樹立を容認したことになる。」と評している<sup>5)</sup>。また、その後勃発した三藩の乱への琉球の対応を踏まえ、豊見山氏は「琉球の明清交替期における外交姿勢は「小国」の存立のため明・清、そして三藩・清いずれへも対応するものであった。しかし、その姿勢は幕藩制国家の承認を取り付けつつ展開されたものであった。換言すれば、琉球はつねに島津氏へ「御伺」をたてる政治構造の中にあっただ。」とまとめている<sup>6)</sup>。

豊見山氏が最後に述べた側面だけに注目すれば、琉球の「二重朝貢」は幕府・薩摩に対するものが主であり、明清両朝に対するものが従であるようにも見える。一方で幕府は「島津氏の領分の側面」よりも「冊封・朝貢関係をもつ異国の側面」をより重視したという側面に注目すれば、むしろ明清両朝に対するものが主であるようにも見える。琉球の幕府・薩摩に対する関係と、明清両朝に対する関係とはもちろん異なるものであるが、どちらを欠くことも許容されないという構造的認識が、琉球と幕府・薩摩の間で共有されていることは重要である。1684年の展界令以後の段階においてもこの構造は変わらず、まさにそれこそが琉球の外交的位置を示していると言える。

3) 前掲註1 豊見山著書。夫馬進「1609年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交——東アジア四国における冊封、通信そして杜絶」『朝鮮史研究会論文集』No.46、2008年。渡辺美季「琉球侵攻と日明関係」『東洋史研究』68-3、2009年。紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990年。

4) 前掲註1 豊見山著書、75頁。

5) 前掲註1 豊見山著書、76頁。

6) 前掲註1 豊見山著書、78頁。

## 2. 近世琉球の対日外交と対清外交

近世期の琉球王国の対日外交は、大別すれば島津氏の薩摩藩に対する外交と、江戸の徳川幕府に対する外交が存在する。もちろん薩摩藩は徳川幕府に従属する存在ではあるが、薩摩藩独自の利害・思惑を持つため、近世琉球の対日外交は、琉球・薩摩・幕府の三角関係を基軸に考える必要がある。そのことを踏まえつつ、それぞれの外交について見てみよう。

### 2-1. 対日外交

対日外交の象徴として、最も重大な外交イベントは、「江戸上り」とも通称されてきた「江戸立」、つまり琉球から江戸幕府への使節派遣である。この使節派遣は、国王襲封の「謝恩」、もしくは将軍就任の「慶賀」を名目として、1634年から1850年までに18回派遣され、それぞれの回の随行員の数は100人前後であった。各回の使節団はまず鹿児島へ行き、それから薩摩からの護衛と共に船に乗り、九州の西側から瀬戸内海を大坂に向かう。京都まで川を遡上した後は陸路歩いて江戸に向かった。

この使節派遣において特に重視されたのは、舞楽等に代表される文化交流の側面である。各回の使節団の準備は出発の一年から数年前に始まる。特に舞楽の特訓は念入りになされ、臨時に特別の奉行職（踊奉行）が任命され、士族の中から選抜された若者の訓練を管理した。音楽の特訓と実際の演奏は宴会における音楽（座楽）と行列における音楽（路地楽）から成っていた。役人は「中国風」の衣裳を身につけており、使節団は琉球文化と共に中国文化をも体現するものであった。漢文・和文による詩作や書道・絵画などの教養と能力は使節団の各役人に要求され、それらにおける高評価は琉球王国の評価そして威信の向上に直結するとみなされた。それらは琉球王国の外交を維持するため必須の手段だったのである。無論、将軍や幕府の高官、及び多くの大名への進上物も念入りに準備がなされた<sup>7)</sup>。

幕府と琉球との間の書簡の往来については、原則として老中と中山王との間で書簡がやり取りされており、幕府から琉球国王宛の書簡は老中奉書として認識されていた。豊見山氏は、「幕府との「通信」関係形成期において、琉球の幕府への対応のあり方には、薩摩藩の強い介入が見られる点に特徴がある」とし、「琉球国は完全な自律性に基づく外交関係を幕府と取り結ぶことができず、前述のように複雑な外交関係（＝薩摩藩の強い主導の下における外交）として現出したのである。」と結論している<sup>8)</sup>。

一方、薩摩に対して、琉球は年頭使の派遣を始め、頻繁な使者の往来が行われていた。鹿児島には琉球仮屋（琉球館）が置かれ、琉球の使者の宿泊施設となった他、琉球の役人が常駐していた<sup>9)</sup>。薩摩は琉球を自らの領分として扱おうとし、毎年の貢納も義務づけたが、一方で上述のように明清両朝と朝貢・冊封関係を持つ異国としての琉球が持つ意義を認め、また朝貢・冊封に伴う琉球側の財政的負担に対して銀を貸し付けるなどの支援も行っている。薩摩藩主は琉球の「江戸立」使節派遣の度に官位の昇進に

7) 宮城栄昌『琉球使節の江戸上り』第一書房、1982年。横山学『琉球国使節渡来の研究』吉川弘文館、1987年。

8) 前掲註1 豊見山著書、133頁。

9) 徳永和喜「鹿児島琉球館をめぐる状況」『沖縄県史 各論編4 近世編』沖縄県教育委員会、2005年。

与っており<sup>10)</sup>、琉球という異国を領分として従えていることによって薩摩も少なからぬ「役得」を得ているのであり、両者の関係は支配——被支配という単純な関係に留まるものではなかった。

## 2-2. 対清外交

一方、近世琉球の対清外交は、対日関係の複雑さに比べればよりストレートなものであった。明清交替期の紆余曲折を経て、明朝との関係を引き継ぐ形で清朝との朝貢・冊封関係を結ぶこととなった琉球にとって、直接に外交文書をやり取りする福建布政司と礼部は、大清皇帝を頂点とする行政組織の一部局であり、それぞれの立場から異なる判断がなされる可能性があるとはいえ、最終的には皇帝の意思が貫徹される体制の中で動いていた。

琉球の対清外交の主体をなしていたのは、言うまでもなく朝貢使節の派遣である。規定では「二年一貢」とされていたが、1667年に接貢船の派遣が制度化された結果、実質的には毎年進貢船を派遣することとなる。二年ごとの貢期に当たる年に大唐船・小唐船の二隻の進貢船が派遣され、翌年には北京に向かった正使等を迎えるための接貢船一隻が派遣された。乗組員は大唐船が約120名、小唐船と接貢船が約80名とされていたが、北京に向かう正使他約20名を除くとその活動範囲は入貢地である福州周辺に限定されており、福州城外にあった柔遠駅（琉球館）は彼らの活動拠点になると共に、存留役人や留学生としての勤学人が常駐していた<sup>11)</sup>。

対清外交の中で最も重要で大規模なイベントは、国王の代替わり毎に清朝から派遣される冊封使節の迎接であった。琉球国王を冊封するための中国の使節団は明清両朝を通じて、1404年から1866年までの間に23回派遣されており、うち近世琉球期の派遣は9回である。各回の使節団は300～600人程度であり、各使節団は琉球からの要請（請封）、そして皇帝による裁可を経て派遣される。使節団の中心人員は北京において皇帝から任命を受け、福州に向かい琉球への渡航のための準備を行う。福建から那覇へ至るまでの航海はそれぞれ通常7日から10日を要するが、しかしそれは非常に危険なものを見なされており、よって各使節団は媽祖（天妃とも、天后ともいう）に航海の安全を祈願した。

中国からの使節団に対する準備も、「江戸立」のための準備と似通っていた。その主要な要素は（1）舞楽、（2）書画・詩文の応酬、（3）進上物・礼物・饗応料理等であった。中国からの各使節団は帰途に好都合な季節風を待つために最低でも3ヶ月は琉球に滞在しなければならず、そのため彼らは琉球に滞在している間に首里・那覇の周辺を観光したり、琉球の情報を収集したりしていた。1534年以降、各使節団の正使は中国への帰国後琉球についての文献を著述する慣例になっており、日本を含む他国の人々はこれらの文献を読むことを通じて、琉球についての情報に接していた<sup>12)</sup>。

王の冊封のために中国へ派遣された使節団への迎接は、琉球王国の外交にとって最も重大なイベント

10) 紙屋敦之「幕藩体制下における琉球の位置——幕・薩・琉三者の権力関係」『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990年。

11) 深澤秋人「福州琉球館をめぐる状況」『沖縄県史 各論編4 近世編』沖縄県教育委員会、2005年。

12) 1534年渡来の陳侃以来、琉球へ派遣された冊封使は基本的に「使琉球録」と呼ばれる見聞録を残しており、原田禹雄による一連の訳注がある。また「使琉球録」の史料性格については、夫馬進「使琉球録と使朝鮮録」同編『増訂使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999年が詳細に論じている。

であり、そして琉球王国の存在意義にとっても重大であった。そのためのコストは琉球にとって重荷であったにもかかわらず、琉球側では様々な手段を講じて冊封使の迎接に対応していたのである。

### 3. 琉球の“琉日関係隠蔽政策”と近世の東アジア国際環境

近世琉球の外交を考える時、いわゆる“琉日関係隠蔽政策”の問題について触れないわけにはいかない。近世期の琉球王国が、日本以外の諸外国に対して、琉球と日本との関係を隠蔽するために様々な手段を講じる“琉日関係隠蔽政策”が顕在化するのには、1684年の展界令以後のことである。この問題について先鞭をつけたのは喜舎場一隆氏と紙屋敦之氏であるが<sup>13)</sup>、この問題に漂流・漂着の視点から鋭く切り込んでいったのが渡辺美季氏である<sup>14)</sup>。隠蔽政策の特徴として、紙屋氏は、「(一) 清に対して日本との関係を隠すこと、(二) 1611年に琉球から薩摩に割譲され1624年に薩摩藩の蔵入地となった道之島(奄美大島)も清に対しては「琉球領」の建前を貫くこと、(三) やむを得ない場合は日本を「宝島」と詐称すること」<sup>15)</sup>を挙げている。渡辺氏はそれらの隠蔽政策が漂着事件発生時にどのように適用されたのか分析する作業を通じて、琉日関係の隠蔽は「単なる外交上の処世術に留まらず、琉球の国家構成原理の中に制度的に内在化した一機能であったと言い得るだろう。」と結論づけている<sup>16)</sup>。

漂着事件は、多くの島々で構成される海洋国家琉球においては常に起こりうるものであり、実際に国境を越えて多くの漂着事件が起こったことは、近年その大部分が公開された中琉関係歴史档案の中に大量の漂着関連档案が含まれていることから明らかである。漂着事件の発生は自然現象に由来するため、コントロールすることは不可能である。従って琉球王府は起こりうる様々な状況において琉日関係の隠蔽を貫徹するために、外国人に対する想定問答集や状況に応じた隠蔽規定が作成・発布された。国外に派遣される進貢船や楫船等の公用船の乗組員だけでなく、広く一般向けの規定が設けられるとともに、琉球国内に漂着した外国人漂着民、とりわけ中国人・朝鮮人の漂着民に対してはその対応マニュアルの中に隠蔽規定が盛り込まれていた。また、実質は薩摩の直轄支配地でありながら名目上は琉球国であった道之島に漂着した外国人漂着民についても、その事実を隠蔽しつつ琉球経由で送還するため、現地役人と琉球滞在の薩摩役人、琉球側が相互に連携しつつ対応していた。

琉日関係の隠蔽が行われるようになったのは、紙屋氏によれば17世紀半ば頃のことである<sup>17)</sup>。だが、清朝が海禁を行っていた時期については、海禁を犯して出洋した中国人は帰国後その旨を公言できないと

13) 喜舎場一隆「近世期琉球の対外隠蔽主義政策」『近世薩琉関係史の研究』国書刊行会、1993年。紙屋敦之「七島郡司考——日琉関係の隠蔽——」『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990年、及び前掲註10紙屋論考。

14) 渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」『史学雑誌』114-11、2005年。

15) 前掲註14 渡辺論考、3頁。前掲註13の紙屋論考も参照のこと。

16) 前掲註14 渡辺論考、26-27頁。

17) 前掲註10 紙屋論考、261-262頁。「日琉関係の隠蔽は、中国の明清交替の変革で新たに覇権を握った清と琉球がこれまでどおりの朝貢関係を維持する必要から案出されたと思われる。1649(慶安2)年に、琉球へ向かった清の招諭使謝必振と、それに同行した琉球人の船が薩摩の山川に漂着した際、島津氏は「惣而韃靼人之前ニ而琉球人と日本人知人かましき体可悪候」と指図している。」

考えられていたため、琉球側で特に隠蔽を画策する必要はなかった。しかし1684年に展界令が出され、併せて康熙帝による中国人漂着民の保護・送還令が出されると、それまで幕府によって命じられていた漂着民の長崎回航は琉日関係が露見する危険性が高いため、琉球は独自の判断で直ちに朝貢ルートを利用した直接送還へと移行することとした。この判断について薩摩に報告を行ったのは10年後の1694年のことであり、幕府の追認を得たのは1696年のことであった。ここに見られる琉球独自の判断については、清朝の展界令をテコにした幕藩制国家の送還体制からの離脱として、琉球外交の主体性の発露と見なす評価がある<sup>18)</sup>。しかし渡辺氏は、そもそも幕藩制国家の「日本型華夷観念」は国内で通用するのみの「虚構の国際秩序」であり、広く国外にも通用していた清朝の「中国型世界秩序」の前では有効性を持たないことは当の幕藩制国家の側で自覚されていたこと、そしてこの経緯を記録している蔡鐸の家譜に以下のような記述があることから、この琉球独自の判断は主体性云々の問題ではなく、むしろ中国型世界秩序の「常態」への「復帰」であると論じている<sup>19)</sup>。

旧例では、中国人が琉球に漂着したら、捕らえずに自力で帰らせるか日本に転送して送還するかであった。そして琉日の往還が露見しなかったのは、当時は海禁中で、[中国人は]密かに出洋し、敢えて人に告げなかったからである。今海禁は大いに解かれ皇帝が藩土の往来を許した。もしここで[中国人を]日本に回送したら道中の来歴はきっと[清の]官人に明らかにされ、[琉球が]二国に仕えることを責められるだろう<sup>20)</sup>。

手続きそれ自体はともかくとして、琉球の判断自体は中国型世界秩序と日本型華夷観念の実情を考えれば必然である、というわけである。以後、琉日関係の隠蔽政策は琉球の国是として、王国全体に適用されてゆき、渡辺氏が指摘するように、琉球の国家構成原理の中に組み込まれていくこととなる。それはすなわち、中国型世界秩序と日本型華夷観念という二つの「中華」の持つ齟齬、矛盾をその結節点たる琉球が「主体的に」引き受けるということであった。一方で夫馬進氏は、隠蔽の事実気付ながらそれをそのまま公表しない、あるいはさらに追究しようとなし清朝の冊封使の姿勢を検討し、中国を中心として構想される東アジアの秩序を損ないかねない「事実」を過度に突き詰めようとなし彼らの「努

18) 上原兼善「17世紀末期における琉球国の動向」『琉球王国評定所文書』第6巻、浦添市教育委員会、1991年、24-28頁。前掲註1 豊見山著書、81-84頁。

19) 渡辺美季「中日の支配論理と近世琉球——「中国人・朝鮮人・異国人」漂着民の送還をめぐる——」『歴史学研究』810、2006年、20-22頁。

20) 「蔡氏家譜（志多伯家）」『那覇市史』資料篇第1巻6 家譜資料二、那覇市企画部市史編集室（編刊）、1980年、934頁。本文の日本語訳部分（下線部）を含む原文を以下に挙げる。

康熙二（三カ）十一年壬申五月初十日、恭為解送難人以定新典事。按舊例、中國人民飄流于本國、弗獲自歸者送至日本、遣還故土、在案。然而琉球與日本之往還未曾上聞者、時當禁海之際、私為出洋而不敢言人、然也。今海禁大開、天下勅許通藩。若茲送日本遣歸、則一路之來歴定為啓官、而奉事二國之責、將至有焉。故敬備顛末、敢瀆聖聰。嗣後若有此等人民、願附本國人、之便送還、等情。具奏、已經司議、聽候薩州于丙子秋九月二十六日事竣、已奉御條目矣（條目併鐸訴書、詳載公案）。

なお、日本語訳は前掲註19 渡辺論考、21頁、22頁による。

力」にも着目すべきであると指摘している<sup>21)</sup>。

言うまでもなく、この時期の東アジアをめぐる国際環境は、既に中国型世界秩序のみを前提にして成立するものではなくなっていた。岩井茂樹氏をはじめとして近年盛んに議論が進められている「互市体制」「沈黙外交」などの、政治関係を極力介入させない制度運用や交渉スタイルは、中国以外の各国・各民族が持つそれぞれの世界観との衝突を避けるための現実的対応であり、いわば妥協の産物であった<sup>22)</sup>。別の表現を用いるならば、自らの世界観を脅かす危険のある外部の存在との直接の交渉を極力避け、交渉の場を局限化して管理する（長崎の出島、釜山の倭館など）、あるいはそれらとの交渉自体をアウトソーシングする（近世日本の「四つの口」の内、長崎を除く対馬（→朝鮮）、薩摩＝琉球（→清朝）、松前（→アイヌ→北東アジア））ことによって“棲み分け”を実現し、いわゆる「中華」的価値観と現実の折り合いをつけたのが、近世の東アジアということになる。とはいえ、そのようにして矛盾を押しつけられた側は、さらにアウトソーシングしうる対象を持たない場合、自らの中でその矛盾を解決する他はない。上述の琉球のケースも、そのような意味で近世東アジア国際環境の持つ構造的問題として考えるべきであろう。

#### 4. 近世琉球における外交の「自律性」とその限界

前節でも述べる通り、近世琉球の外交をめぐる近年の議論には、日・中双方に対して従属的関係を持つに至った琉球がその中で如何にして「主体性」を獲得したか、この時期の琉球をどのようにして「主体的存在」として再評価するかという視角が強く見受けられる。それ以前の琉球史研究において近世琉球の主体性はほとんど議論されず、主に従属・被支配の歴史として描かれてきた経緯を見れば、このような研究志向は十分に理解できる。その一方で、渡辺氏が再三指摘しているように、ここで論じられる琉球の主体性が「従来の研究において琉球の（特に幕藩制への抵抗の）意志の問題として捉えられがち」であること、それよりはむしろ琉球の国家的性質や機能、可動範囲としての主体性——渡辺氏は「自律性 (Autonomy)」と呼ぶ——を論じる方がより有意義ではないかという問題意識にも留意すべきであろう。

そのように考える時、近世琉球の「主体的な」動きとして評価される歴史的事象が、逆に可動範囲としての「自律性」を狭めてしまうという、相反する側面を持つことに気付く。例えば、山田浩世氏は琉球進貢船の「船間」、すなわち乗組員それぞれに職位に応じて与えられた積荷空間に着目して、渡唐役者に分配されるこの「船間」の分析を通じて、渡唐役が「広く国内官人制度と結びついた報酬給付の側面から行われていたと考えられる」<sup>23)</sup>、「外交と貿易の象徴として描かれてきた渡唐役には、琉球国内における官人統制（家臣団編成）の論理が強く働いており、石高にのみ立脚しない「琉球」的官人制度の特質

21) 夫馬進「増訂版に寄せて」前掲註12 夫馬編著書所収、iv-x頁。

22) 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」夫馬進（編）『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年。

23) 山田浩世「近世琉球における王府官人制度と渡唐役者——船間割当を通じて」『日本歴史』757、2011年、49頁。



を体現する存在であったことが明らかとなったと言えよう。」<sup>24)</sup>と評価している。土地からの年貢収入だけでは賄えない官僚組織のコストを朝貢時の個人貿易による利得によって補うというこのやり方は、まさしく琉球ならではの「主体的な」対応として評価することが可能であろう。しかし、このような対応は裏を返せば近世琉球の舵取りを行う官僚層を清朝への朝貢により依存させ、清朝との朝貢関係に固執させる方向に作用したはずであり、その意味では琉球の取り得る選択肢を狭め、機能的な意味での「自律性」を損なうものであったと見なすこともできる。渡辺氏も琉日関係の隠蔽がもたらした効用は評価しつつ、「但しそれはまた堅固であろうとすればするほど二大国への対応に特化・収斂し、隠蔽という本来の目的から離れて儀礼化し柔軟性を失うという逆説的な命運を有していたことも指摘しておきたい。即ち清日のみを安泰に繋ぐこの緻密な安全装置では、近世末期に相次いで来琉した欧米船への対処は殆ど不可能だったのである。」<sup>25)</sup>と指摘している。ともすれば意志およびその現実への波及の多寡のみによってスカラー的に計量可能な「主体性」とは異なり、機能やその可動範囲としての「自律性」を踏まえて議論する場合には、様々な側面についてベクトル的な分析の蓄積が必要となる。それでも今後の琉球史研究はそのような方向に進んでいくのではないかと期待する次第である。

事実、異国船来航時における琉球側の対応を見ると、渡辺氏の指摘は的確であるように思われる。田名真之氏は異国船の来航に対応するために任命され、原則偽名を用いて直接対応に当たった「総理官」「布政官」「地方官」という官職について検討し、王府の要職に就く高官を交渉の場から遠ざけひたすら回答の引き延ばしにより暗に琉球からの退去を促す「異国船迎接体制」の展開と終焉について論じている<sup>26)</sup>。渡辺氏も琉球王国末期の久米村における典型的なエリートとして毛有増という人物を取り上げ、「東アジア的な外交術および久米士としての在り方を極めれば極めるほど、それは東アジアとは異なる——そして往々にして対立する——西欧人の価値体系から遠ざかることになった」彼の苦悩を通じて、近世琉球の外交における「自律性」の限界を示唆している<sup>27)</sup>。

やがて日本は明治維新により近代国家への道を歩み始め、1875年に松田道之が処分官として来琉、清朝に対する朝貢冊封関係の停止が通達される。しかしながら琉球当局は「日清両国を「父母の国」と称し、自らを両属国と位置づけながら、従来通り日清両国へ忠勤を尽くすことによって「国家の存立」を図りたいと主張し、松田の中琉関係断絶要求を拒絶した」<sup>28)</sup>のであった。その後、琉球国内は「冊封進貢体制を前提とした琉球国の存続に固執する日清両属派」と「冊封進貢体制に見切りをつけて日本の保護下に入ることを主張する日本専属派」に二分されることとなったが、琉球士族層の圧倒的多数は日清両属派であり、少数の日本専属派にしても、受動的に日本の保護下に入ることによって琉球の国家として

24) 前掲註 22 山田論考、50頁。

25) 前掲註 14 渡辺論考、29頁。

26) 田名真之「王府の異国船迎接体制——総理官を中心に——」『琉球王国評定所文書』第14巻、浦添市教育委員会、1998年。

27) 渡辺美季「久米村士族という生き方——毛有増の生涯——」『第11回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議（編刊）、2008年、62頁。

28) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、2005年、788頁。

の延命を図る以上の積極的な将来ビジョンは持ち合わせていなかった<sup>29)</sup>。ペリー艦隊の来航と琉米修好条約に始まる「異国船迎接体制」の瓦解から20年の時を経て、なお国際環境の変化に対応できない琉球を、「主体性」によって論じるのは難しいのではないかと考えるが、如何だろうか？

---

29) 前掲註27 西里論考、788-789頁。